

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

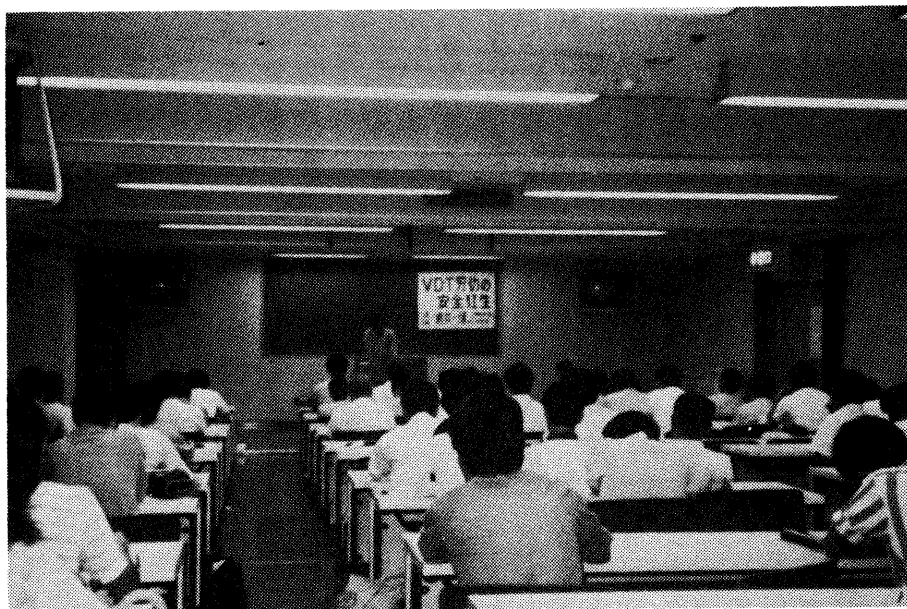
関西労災職業病9月号

(通巻第136号)

関西労働者安全センター 1985.9.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148〔〒550〕 郵便振替口座 大阪6-315742 **100円**



- 牧野氏公務災害認定訴訟を支援しよう！……………1
- 日航機事故を考える……………3
- 民営化・民間委託と労災職業病……………5
- 労災保険法改悪阻止……………8
- 8/26大阪労基局交渉……………9
- 前線から（ニュース）……………10
- 健診だより……………16
- 後期労災職業病闘争講座御案内……………17

8月の新聞記事から／18

■ 写真／9.18労職特別講座

むちゃくちゃな 公務外決定

牧野氏公務災害 認定訴訟を 支援しよう!

牧野氏公務災害認定訴訟の法廷が進行している。この裁判は、公務災害の腰痛再発について基金支部の下した、あまりにも理不尽な決定を取り消すことを求めたものであるが、これまでの経過をふり返っておきたい。

これまでの経過

- 八〇・三・二六……新学期準備のために学童用机を持ち上げた時に腰がギクツとなり立てなくなつた。近藤診療所で「腰部ねんざ・つい間板損傷」と診断される。
- 八〇・四・一……公務災害認定請求
- 八〇・四・一八……公務上認定
- 治療効果が現れないため自分の判断で六月九日で通院を止める。自分ではり薬を使用。九月には四回針きゅう治療を受ける。
- 八〇・一・二・一八……寒くなり痛みが増悪したため松浦診療所受診
- (八〇・一・二六)
- 八〇・一・二七……近藤診療所再受診
- 八〇・三・二五……再発認定請求
- 八〇・五・一一……松浦診療所再受診
- (近藤診療所ではシップ薬だけの治療であり、痛みが軽減しないため)
- 八〇・一・二四……公務外決定
- 八二・一・二二……審査請求
- 八三・三・一五……口頭意見陳述
- 八四・二・二一……棄却決定
- 八四・五・二……再審査請求
- 八四・一・七……口頭意見陳述
- 八四・一・二二……棄却決定
- 八五・四・八……地裁に提訴

双方の主張

基金支部「弁明書」

- ・レ線上、受傷に起因する骨の変化はな
- ・六月九日頃「治ゆ」しており、受傷の程度・療養経過・再診にいたる期間等自然的経過で再発とは認め難い。

反論書

・レ線上の「異常なし」は軽傷の根拠とならない(三週間の安静加療と診断)し、牧野氏が通院を中止したのは、積極的な治療を望んだにも関わらず、その要求が満たされなかったためである。六月九日頃には「治ゆ」していなかった(痛みが軽減した程度であり、自分ではり薬を使用し、針きゅう院にも通院している)。

・形式的には再発であっても、実質的には同一疾病の症状の変化であり、再発には公務が介在している。

基金支部審査会「裁決書」

・初発傷病の態様・程度並びに「治ゆ」にいたる経過順調。

・本人の素因として退行性骨変化がある。

意見書

- ・牧野氏を診察した二名の医師の医学的結論と正反對の結論を出した根拠を明らかにせず、結論だけを出しているし、線所見においても、判断の前提とした医学的知識においても誤まっている。
- ・牧野氏のようなごく軽度の退行性変化であれば、腰痛の原因となる可能性は極めて少ない(鑑定医)。
- ・牧野氏の腰痛は完治にいたらず就労したところ、寒冷化もあって増悪したのであり、公務起因性は明白である。

基金本部審査会「裁決書」

- ・初発傷病は軽度であり、六月九日頃「治ゆ」。
- ・「腰部むんざ・つい間板損傷」は、いったん「治ゆ」してから数か月を経て自然に悪化してくるとは認め難い。

裁判で

デタラメ審査を明らかに

これまでの経過を見てみると、基金支部、基金支部審査会、本部審査会の三つの判断は、理由付けの部分

で少し違いがあるものの、結論はた

だ一言「認め難い」としているのみで、全く短絡した判断という他ないのである。しかも、三つの判断を通して特徴的なのは、近藤診療所、松浦診療所の二人の主治医と鑑定医という三人の医師の判断をことごとく無視しているということである。

具体的な経過をかいつままで述べ

まず、五段積み之机をそのままの状態で移動させる際におこった初発の症状を、単に「机を移動させよう」と持ち上げた際に受傷したものであって」というように「軽傷だった」と判断した上で、すでに「治ゆ」と結論する。

それに対し反論すると、支部審査会は「退行性骨変化があるから」と論点を別な場所にもっていき同じ結論をだす。本部審査会の段階では、支部の理由が間違っていることを鑑定で明らかにすると、今度はまた「軽度」で「治ゆ」の判断をもち出し

てくるのである。

この経過で、ずっとつらぬかれてくるのは、どんな正当な意見が示されていようと、それを適当にもてあそぶような審査しかされず、お茶をにごしているだけというような決定しか出さない基金の姿勢である。

これを、この裁判によって明らかにし直すことは、公務災害に対する闘い、自治体における安全衛生の闘いを発展させる上で大きな意義を持つものといえよう。すでに自治労本部、大阪府本部はこの裁判を勝訴するための運動を決定している。

今後進められる法廷を、傍聴等を含め、安全センターとしても支援を強化していく決意である。次回法廷は十月二十三日十時より、大阪地裁八〇九号法廷で開かれる。多数の傍聴を。

日航ジャンボ機墜落事故を考へる

はたして**合理化**と**事故**は**関係**な**か**つた**が**

て、少し考えてみたい。

日航ジャンボ機墜落の衝撃が日本中を揺るがした夜から、一か月が経った。「JAL一二三便」の名は消えたが、五二〇人の死亡者と四人の重傷者という航空機史上最悪の重大事故の事実は、決して我々の記憶から消え去ることはない。

今、原因究明調査の過程にあるが早くも、日本航空、ボーイング社、政府運輸省の間で、三つ巴の責任のなすり合いの気配が出てきている。そうした、共同の証拠隠滅を許してはならないし、世界的な影響をもつこの事故の徹底的な責任追及、原因究明がされなければならない。

さて、本稿では、この間発表されている情報から、この事故という名の大量殺人の背景にある事柄につい

向是になる
整備部向の合理化

運輸省航空事故調査委員会の第二次中間報告が、九月十三日に出た。

直接原因の焦点としては、機体後部の与圧隔壁破壊が浮かびあがってきてはいるが、尾翼部の大破壊との関連性など多くが未解明で、今後の調査の進展を待たなければならぬ点が多い。ただ、隔壁の破壊状況から

以前より金属疲労が進み、クラック（亀裂）が生じていたことがわかった。これが、七八年大阪空港での、しり

もち事故の時のボーイング社の修理ミス、と日航も運輸省もチェックできなかったことによるものといわれている。そして、この大阪空港での三十人の重軽傷者を出した事故のあとも、八二年に千歳空港でエンジンが滑走路に接触する事故をおこし、八五年にはドアの故障をおこしている。つまり、七十年就航以来、二万五千時間の飛行で、少なくとも二回の事故を経ながら酷使されてきたのが、この機だったのである。

一方、整備、点検のやり方はどうだったのかといえは、ボーイング七二七、ダグラスDC8から、ボーイング七四七、ダグラスDC10への大型化に伴ない整備方式も変化しているという。特徴的な点は、一機ごと

のオーバーホール方式からサンプル検査主体の信頼整備方式へと変わったことである。その理由は「材料、技術、システムなどの信頼性が向上した」ことにあるらしいが、その信頼性は見事に裏切られた。いわゆるサンプル検査の問題点は二つあるといえよう。一つは、サンプルをとって調べるわけだから、サンプル機以外の機に問題があれば当然見落としの可能性が出る。いま一つは、検査行為自体に見落としがありうることである。こうした方式によれば、メンテナンス費用が切り詰められる。日航の整備費用の営業費用に占める割合は七・六％。世界平均は十二・三％である。しかも日航の整備部門はこれにより生じた余力クを委託整備に注ぎ、百億円以上を売り上げていたという。機体の酷使とそれをカバーしきれなかった整備システムの問題があったといえるが、その根はすべて日航の経済性優先の営業方針にあることは明らかである。

その中で、現場の声を無視して日常的に少々のことには目をつぶってフライトさせていたというのは想像に難くない。「フライトなくして営業なし」(日航幹部)の号令の下、「安全なきフライト」を続けていたのである。

「ごまかしに使われる」 「フェイルセーフの考え方」

ここでやはり疑問として出てくるのは、点検、整備上の見落としとかいう「過失」説が真実なのかということである。「このくらいは目をつぶる」つまり、知っていて飛ばしていたのであれば、「過失」ではすまされない。これは、もうほとんど殺人である。

機体の安全性という点でつけ加えると、今回の事故では、フェイルセーフという言葉がよく聞かれる。要

するに、一つが壊れてもすぐ他のシステムがバックアップして、全面的な故障が発生するのをストップさせるという設計思想である。あくまで理論であって、どういう事態を想定するかは人間のやることであるから今度の事故のような試行錯誤によって「進歩」するという性質のものである。また仮りに、理論自体が完璧でも、想定外の欠陥部品があったり、点検・整備がズサンであればはじめから意味をなさない。この事故の場合は、どちらもアウトだったようである。

スリーマイル島原発事故の際には、フェイルセーフは完全だったが運転員がミスしたと当局、推進派は弁解したが、それ以前は「ミスしても大丈夫なようになっていた」と言われていたものである。このように、フェイルセーフという言葉はごまかしの口実に使われることが多いこと、また、フェイルセーフとは本質的に巨大化した技術の、巨大化した危険

性を潜在化させる面をもつことを押さえておく必要があるだろう。

行革路線で進む

日航の合理化

一方、安全軽視の整備・点検のもとで機体が酷使されているのと裏腹に、労働者への合理化攻撃が進行していた。臨調行革の中でも、たとえば「人件費抑制を求める閣議決定」(八四・一)「要員配置・運用の一層の合理化」総務庁勧告(八四・十)

が日航に対してはなされている。人員でいえば、「二万人体制」へ向け地上職員(整備部門を含む)を中心とした人べらしが進行している。

たとえば、七九年から八三年にかけて、保有機数は変わらないものの、大型機が四八機から六六機に増え逆に整備部門は四五六九人から四四三一人へと減少した。また、乗員の勤

務時間も他社と比べて、かなり長くなっているとの指摘もある。事故の背景には、こうした合理化攻撃と安全衛生の軽視があったことを改めて確認しておかなければならない。

日航をはじめ航空各社は、七〇年代より、短距離用に改造したジャンボ機を東京 大阪間に投入するなど、ボ機の強気の、需要を上回る過剰投資をして輸送能力を大幅にアップし、旅客輸送量を増やしてきた。今日、それは供給過剰から過当競争、ダンピングと連なり、経営を圧迫し、合理化となってきたものである。

この事故について、日航・ボーイングはもちろん、その指揮・監督として経営に責任のある政府・運輸省の責任が大きい。にもかかわらず山下運輸相は、原因もなにも究明されないうちから「私は不可抗力だと思

談になるが事故から三日後の八月一日、あふれる日航事故報道にかくれるように、総責任者中曽根首相が靖国公式参拝を果しているのをみてムカムカした人は少なくなかったのではなかろうか。

日航事故のあと、新幹線の利用者が増えた。しかし、事故後のある日、東北新幹線で保線労働者たちがはねられ、死亡者がでる災害が発生した。利用者が安全であっても労働者は常に「労働災害」と隣り合わせである。

死んだ日航乗務員もまた労働者であった。労働者の安全が守られていないとき、利用者の安全は「一につきのものにすぎない。新幹線の「安全」は、現場労働者のギリギリのとりくみによって支えられているのである。最後に、亡くなられた多くの労働者を含む五二〇人の人々の冥福を祈るとともに、今後の事態の進展を注目していきたい。

民営化・民間委託と労災職業病

——日本電信電話会社(上)

日本電信電話会社(NTT)が発足して半年がすぎようとしている。電気通信産業の発展が華々しくマスコミをにぎわせ、民間活力の導入、第二電々というような話が本屋のビジネスコーナーにあふれているが、そういう状況の中で、労働者はどのような変化にさらされているのだろうか。今回はNTTの電報局の労働実態について考えてみたいと思う。

三年計画の 電報システム全面改革

電報という通信手段が一般的に使われなくなつて久しいように思える。

今、私たちが電報を打つといえは、結婚式など祝いごとのときの祝電やお葬式などの弔電ということに決まっている。他には、せいぜいサラ金を取りたてに使うぐらいで、「ハハキトク、スグカエレ」などという電文はまずないと言つていいだろう。電話がいたるところ隅々までいきわたっているし、ファクシミリなどの通信機器もあらゆる部門に浸透しており、それどころか他の様々な通信手段が開発され、とても電報の出る幕がないというような気さえしてしまふのである。

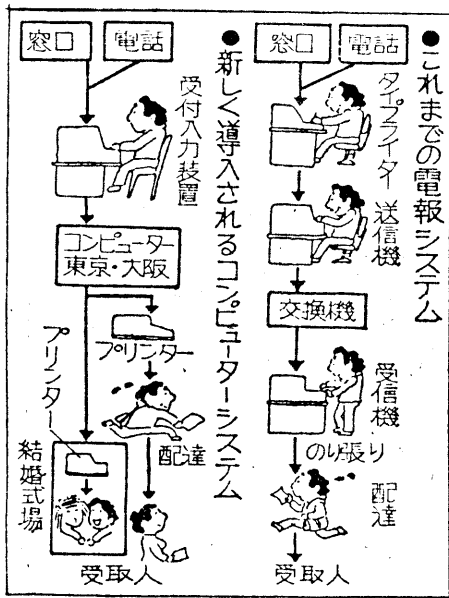
実際、ずっと黒字のNTTにとって電報事業だけが飛び抜けた赤字部門で年間約千二百億の赤字といわれ

る。NTTのトップはこれをもって電報の未来は「安楽死」しかないと公言している。そして、この現場では現在、徹底的なシステムの改革と、合理化が進められている。

今年四月四日の朝日新聞は、夕刊トップに「NTT電報も、民営化」と題して次のような記事を載せている。

「新しい電報システムは、東京と大阪に大型コンピュータを設置。各地の電報電話局で受け付けた電報文を電算処理して、自動的に相手局に配達する。これまでカナタイプから細いひものように打ち出された電文をはさみで切つて電報用紙に張りつけていた方法も姿を消す。」

(朝日新聞より)



図にすると左図のようになるが、これを三年計画で導入しようというのである。図でもわかるように、これによって大幅な人員削減がなされる。たとえば大阪では今、電話で電報を受け付けている局は七局であるが、八七年には二局にまとめられることになる。

また、電報の配達業務については一九八七年度末までに民間委託（つまり下請化）することとし、いずれ結婚式場には受信機を置いて配達も省略してしまうという。

こうした全面的なシステムの改革

が、どのように内容をかえていくのだろうか。

電報局は 「VDT労働だけの職場に

現在の電報局の最も印象的な風景

は、ずらりと並んだ送信機の前にすわった労働者が、次々とカナタイプを打ち続ける姿である。八七年には、この姿がすべて消え、変わって、電話で受けつけながらテレビ画面を見てキーボードをたたき、客の要求によつては漢字や英文も交った文章を作成し、送信するという作業にとつてかわる。つまり電報局は、一転してVDT労働がほとんどの労働現場に変わってしまうのである。

すでにこの規制の取っばらい、つまり現行の一日三四〇分実労働の形をそのまま持ち込もうという姿勢になっているのである。その理由は、作業環境面やハード面での整備がされているから一般的なVDT作業とは違うというのである。

現在の電報局の最も印象的な風景は、ずらりと並んだ送信機の前にすわった労働者が、次々とカナタイプを打ち続ける姿である。八七年には、この姿がすべて消え、変わって、電話で受けつけながらテレビ画面を見てキーボードをたたき、客の要求によつては漢字や英文も交った文章を作成し、送信するという作業にとつてかわる。つまり電報局は、一転してVDT労働がほとんどの労働現場に変わってしまうのである。

この点については、大いに警戒が必要といえよう。カナタイプとは違う複雑な操作の必要な電報の受付入力装置は、一般的なVDT装置そのものといつてよく、受付から送信までこなすことによる労働密度の強化は大いに考えなくてはならないのである。まかりまちがえば、VDT労働による健康障害の大きな実験台と化してしまうおそれさえあると言わねばならない。かつて、頸肩腕障害が電々公社の電話交換手の飛びおり自殺が発端となり社会的に認知される職業病となったものであることを忘れてはならないのである。

VDT労働については現在、様々なガイドラインや勧告が出されているが、たとえば時間規制として、一日四時間以内という線がでてい。しかしNTTでは、導入にあたって

「利潤追及」へ 「民営化で」

電気通信事業が華々しくマスコミに持ち上げられ、便利になったと口をそろえる雰囲気の中に今、「労働者が健康に働く権利」が吹き消されるような状態がある。まさに 電々

民営化のねらいはそこにあると言つてよい。電々公社時代利潤追及よりは公共性、公共性よりは労働条件、と言つていたものが、民営化の後はまったくその逆で、労働条件よりは公共性、公共性よりは利潤追及、ということになる。

赤字ならば「おまえらが働かんからいかんだ」と言い、黒字ならば

「もつと働かねば競争に打ち勝てぬ」と言うことが臨調 行革路線の姿であり、安全衛生問題に関していえば民間の巧妙な労災かくしに学んで、労災を「発覚させない」職場づくりへと進んでいく。

次号では、職場のナマの声を取り上げ、その実態と今後の闘いの方向に少しでもせまってみよう。

針灸治療
制限問題

二二二通達をめぐり

8/26

大阪労基局交渉

八月二六日、安全センターと全港湾米運分会は今年四月に出された二二二通達に関し大阪労働基準局と交渉をもつた（局側は平沢労災管理課長他六名）。この二二二通達の内容については機関誌先月号でも述べており詳細な説明は不要と思うが、再度ここで簡単に記しておきたい。

この二二二通達は、もとをたどれば三年前に出されたあの三七五通達

に源を発する。というのは、労災保険による針きゅう治療が最高一年で打ち切られるという三七五通達が出されたとき（八二年七月一日より実施）、それと並行して特別援護措置（労働福祉事業）によるアフターケアでもう一年間の針きゅう治療が可能とされた、いわゆる四一〇通達が発令された。今回の二二二通達は、この四一〇通達によるアフターケア

としての施術期間をもう一年間延長し合計二年とするというものである。今回、施術期間の一年延長を政府・労働省に認めさせたということは一定評価することはできるであろう。しかしながら、それさえも全国の諸団体、諸労組による五年にわたる闘い、とりわけ八二年の三七五通達実施後もあきらめることなく、あくまでも本通達（三七五通達）の白紙撤回を求めた永きにわたる闘いがあったればこそである。

しかし、このような一定の成果を獲得しつつも、われわれは、残念ながら未だ闘いの最終目標である「三

七五通達破棄」には至っておらず、今後も更なる闘いの強化、拡大をはかっていかねばならない。

八月二六日の大阪労働基準局との交渉においては、前記したような二二二通達のもつ施術期間の再延長という被災労働者にとつてのメリットは踏まえながらも、その根拠においてあの三七五通達と根本的に矛盾していることを指摘した。というのは、政府・労働省は今回の二二二通達による施術期間の再延長を認め、根拠として「・・・依然として恒常的な疼痛、しびれ、麻痺等の神経症状を残しているものが少なくない実状にある。このような残存障害を有する者の職業復帰の促進、及び就労の定着化等を図るため、施術期間を一年間延長することとする」等を挙げている。この内容は、これまで一貫して労働省が主張してきた「針きゅう治療は一年を越えたら効果がない」というものと明らかに矛盾している。一方(三七五通達)で「治療効果が

ない」といい、また一方(二二二通達)では「職業復帰の促進、及び就労の定着化等を図るため」に針きゅう治療を役立てるといふ。これはもう労働省自身が混乱してきている、というか、三七五通達発令当時から主張しつづけている彼らの「針きゅう治療の効果」といふものが、いかにデタラメであるかが暴露されてきている。理由の如何にかかわらず、とにかく労災被災者の補償を打ち切るというのが八二年に出された三七五通達の真の狙いであつたことは明らかである。

われわれは、この針きゅう治療制限攻撃に対し、当初より①主治医の意見を無視し、治療期間を機械的に制限し画一的な治療の打ち切りは被災者の切りすてを促進すること、②被災者の職場復帰を阻害することになる、等を主張し闘いを組織してきた。これらわれわれの主張がいかに正しいものであつたかは今では労働省さえ認めざるを得ない段階にきて

いる。今後は、このわれわれの主張を再度確認し、大衆的な力を以前にも増して結集することによって通達破棄に向けた反対運動の拡大をめざしていかなければならない。

最後に一言付け加えておこう。それは、今回の二二二通達による施術期間の延長は、あくまでも「労働福祉事業」によるものであるということである。決して「労働福祉事業」一般をとりあげて、その良し悪しを論ずる気は毛頭ないが、しかしこの場合、労災保険からの支給を打ち切り、労働福祉事業でもってそれを補うということは、至っては使用者責任をあいまいにし、労災補償の「サービスタ化」をねらつたものであることを忘れてはならない。

関西労働者安全センターとしてはこの問題について大衆的な運動を盛りあげていくことは言うに及ばず、それと並行して今後(十月にも)法廷闘争へともちこむ決意である。詳細は次号。

前線かろ

グラインダーエ

のケイワン

奈良 労災認定

全金北条齒車支部の仕上げ工であるH氏の頸肩腕障害について、

八月に葛城労

基署は労災認定し、保険給付の支給決定を行なった。

H氏は、一九六五年に北条齒車に入社し、グラインダーによる齒車仕上工程に従事してきたベテラン労働者である。これまでも、ケイワン症で労災認定された既応をもつ。同職場では

振動障害を発症した被災者もいる。

グラインダー作業は、その作業時間について労働省

も一定の指針を出しているが、H氏の作業は、それを超えることが非常に多かったものであり、また、昨年より同僚が退職し、その後の人員不補充も被災の一因となった。

したこともある。このようなグラインダー作業は、一般的に機械・金属職場に存在しており、同様の被害を受けながら十分な対応がとれていないのが実情ではないかと思われる。センターとしても各組合の掘り起こし、対策などには、積極的に協力しているかと考えている。

争議支援の健診実施

田 吹

大阪地域合労

キムラヤチェーン分会

大口債権者が競売に乗り出すという緊迫した事態の中で争議を続けている総評

同労組は、組合員の平均

年齢が四十代後半であり、勤続年数が長いということもあり、健康状態の不安が多いことから健診に取り組みることができないか検討してきた。その結果、安全センター、松浦診療所健診部が関西青年医師連絡会(准)、フィールド合宿実行委の協

力を得て健診団を結成し、争議労組支援の形を取って去る九月一日の日曜日の実施に至ったものである。

当日は、健診と共に健診団が職場の実態を見学し、争議最中の労働者の健康実態の把握に努めた。受診者は計三二名であったが、関西青年医師連絡会(准)の参加医師団によって全体報告書を作成、同労組に報告されることになっている。

大阪

全港灣大阪支部

定期大会開かれる

安紅協約の斗いから じん肺法闘争へ

八月二九、三〇日、港灣第一福祉センターにおいて全港灣大阪支部の第九回定期大会が開催された。

冒頭の河本委員長の開会のあいさつの中では、現在の臨調「行」革、労基法改悪など政府・資本による労働者攻撃に抗し、いかに労働組合運動の活性化をもってそれに対抗していくかが強調され、来年度大阪支部における運動、組織の拡大発展に向け、全組合員の自覚がうながされた。

一九八四年度活動報告、八五年度運動方針(案)が華

川書記長より報告、提案がなされ、なかでも安全衛生

闘争における昨年の成果として、関西地方で統一して闘われ、九月、十二月にそれぞれ協定化がかちとられた「労働安全衛生に関する予防協約」「労働災害企業補償協定」等に関する報告がなされたが、この闘いは大阪支部安全衛生委員会をはじめとする、全港灣全体の長年にわたる安全衛生闘争ならではの成果といえるであろう。

また、安全闘争における今年度方針の主なものとし

て、じん肺法闘争が提案された。港灣作業にじん肺法を適用させる闘いは、約十年前から推し進められており、その結果として、今年四月一日より適用されることになり、今後はより具体的に粉じん職場における粉じん防止、健康管理等、あるいは地本統一でじん肺協定の締結の闘いが展開されていくわけであるが、安全センターとしても積極的にこの闘いに参加していき、大阪支部との共同闘争体制をより深めていく決意である。

全港灣大阪支部の運動、組織の更なる発展・強化を期待したい。



ストレッチ体操教室

東大阪

▼東大阪役所労組

始まる



東大阪市役所労組で、ストレッチ体操教室が始まった。これは同労組安全衛生推進委員会が安全衛生運動を検討する中で、どの職場にも共通する課題として腰痛、運動不足等の問題があることから実施することになったものである。

体操教室は、九月四日より毎週水曜日に六回連続で行ない、二回目には腰痛症についての学習会を予定している。

同労組では、これによって安全衛生推進委員、環境事業所職場委員を中心とし

た参加者が、各職場で休憩時間などに簡単な体操指導ができるようにし、安全衛

生運動のより一般化をはかることを考えている。

また、この七月に安全センターが協力して行なった中部環境事業所の健康調査アンケートが集計され、この教室の中で発表されることになっている。今後の同労組の安全衛生運動の進展が期待されるところである。

が出されて以降、強まっている。その中で、今回の問題もあることを確認しておく必要があるだろう。被災者の権利と実態を無視した労働行政の反動化の一環である。

さて、本件については、マンガン中毒に関しては実績豊富な松浦診療所にかかっており、その必要性、必然性については明らかなどころである。これに対して

マンガン中毒治療に 通院費支給制限の攻撃

岐阜

岐阜県にある辻中鉱業（本社東大阪市）所有のマンガン鉱山（廃止）で長年採掘作業に従事してマンガン中毒に被災した二名の労災認定が先日出されたが、この

二名の通院費問題について現在、所轄の高山、関の両労基署と交渉中である。

通院費支給制限の攻撃は昨年十一月に従来の通達徹底を図る「事務連絡三二一号」

また、署の説明によれば、なんと「診てもらえ」と言外に強制している岐阜医大は、マンガン中毒の臨床経

験はないとのこと。「ここ
なら近くて良いですよ」と
言うなら、まだ少しは話の
余地があるが、支給制限の
ために理由作りをしたに過
ぎないのは、見え見えなの
ととっている。

の手続きをとってくれるよ
うに頼んだものの、会社は
「うちは労災保険に入って
いない」を理由にまったく
相手にしてくれなかったと
いう。

ダンプ 運転手の 転落事故

労災請求へ活動開始

此花労働者センター

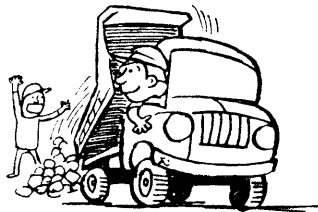
花 比

ダンプカー運転手である
Tさんは、八三年十月二五
日、池田市にある建設現場
でダンプの運転席にのぼる
うとして、ステップから足
を踏みはずし転落、後頭部
を強打し近くの病院で受診
したところ「後頭部挫創兼
挫傷」と診断され、そのと
きは数ハリ縫合したのみで

レントゲンはとらず、三日
間の治療後ただちに職場復
帰した。
しかし、その後も後頭部
から頸へかけての痛みは消
えず、翌八四年六月頃には
がまんできなくなり再度受
診したところ「頸椎に異常
あり」と言われた。その頃
から会社に対し、労災申請

その上、Tさんは社会保
険も持っておらず、国保で
治療継続するにも費用がか
さみ充分な治療ができず、
そのうち症状増悪によって
就労も不可能となり、解雇
同然の退職に追い込まれて
いった（八四年六月）。

現在、労基署との交渉を
重ねつつあるが、此花セン
ターとしても可能なかぎり
早急にTさん救済を実現し
たい。



建設労働者の転落事故

大阪南

一人親方を口実に 労災隠しが明らかに

A社の従業員であるYさんは昨年三月、B建設のマンション建設現場で、二メートル以上の高さの脚立から転落し後頭部を強打、頭

全センターに相談に訪れたA社は数年前より、常雇労働者を一人親方とし、そ

ガイ骨にヒビが入り、現在退院したものの休業、通院加療中である。

Yさんは、事故後一年間はA社より八千円を支給され、療養補償については元請のB建設の労災保険によっていた。ところが、一年経過した時点でYさんは支払いを打ち切られたため生活にも困るようになり、西成の労組活動家の紹介で安

東南地域労災職業病
オ三回交流会
様々な職域より二十数名が参加

の上で自社の仕事をさせるという形態に変えた。Yさんもその一人である。A社は当初、Yさんに対して「一年はうちで面倒をみたがそれは一年たてば直ると思っただからで、一人親方であるのでここから先は、うちでは面倒みられない」と使用者責任を認めない姿勢をとった。一方、B建設はY

さんの事故の死傷病報告を労基署へ提出していなかった。つまり、A社、B建設は「一人親方」を口実に、労災隠しを行っていたのである。結局、労基署は形どおりA社、B建設を注意し、休業補償はB建設の労災保険で支給させることになった。

東南地域労災職業病交流会の三回目の会合が、八月二八日、平野区役所会議室で開かれた。市職、地域合労、全金などの地域の活動家二十数名が参加した。今回のテーマは、保育労働者の労災問題で、大阪地域合同労組キンダーハイム分会の活動報告と、公務災

害認定闘争に取り組んでいる市職民生局保母さんの報告がおこなわれた。キンダーハイムの鈴木さんから、まず分会の結成、ケイワン腰痛の職業病労災認定闘争、そして、完全職場復帰をかちとるまでが、わかりやすく報告された。民間保育職場では、職業病にかかり、結婚・出産などもからんで仕事をやめてい

くケースが多い実情の中で完全職場復帰を克ち取ったことは特筆に値するものだろう。

また、「天使の園」のNさんからは、民間保母のおかれている実情について話された。途中、職場でしているストレッチ体操の実地指導も行なわれた。

次に、市職民生局保母より、公務災害認定の取り組みについて述べられ、とくに今、基金大阪市支部審査会で棄却された五名の再審査が、中央で行なわれていることが報告された。

次回は、九月十九日(木)六時より同じ場所、全金松本製作所支部の報告を中心に行なわれる予定である。

吹田

吹田仕事と健康を考える 連続講座 ほじまる

吹田労災をなくす会

仕事をしないで気楽に生活できたら、そうするとまず私たちは健康破壊などということに頭を悩ます必要はないでしょう。しかし私たちは仕事をせすには生きていけません。そして仕事からくる様な問題にぶちあたらないければならないのです。

今、ある職場にはコンピューター機器が乱入し、ある職場では夜間労働が強化され、労働の密度が濃くなり、健康破壊がより見えにくい根本的な所で進もうとしています。

こうした現状の中で、どのようにすれば自分たちの健康を守ることができるのか、より働きやすい職場にしてゆくことができるのかを考えてゆくために私たちは三回連続の講座を持つことにしました。私達「吹田労災をなくす会」は、地域の働く仲間から一人の労働者を出さない、を合言葉に、数年来活動しています。

自らの職場の現状に照らし合わせ共に考えてみませんか。

九月二十四日午後六時三〇分

職場の精神衛生を考える

渡辺 哲雄 氏 (光愛病院医師)

十月一日 午後六時三〇分

職場の健康管理を考える

働きやすい職場づくりとは

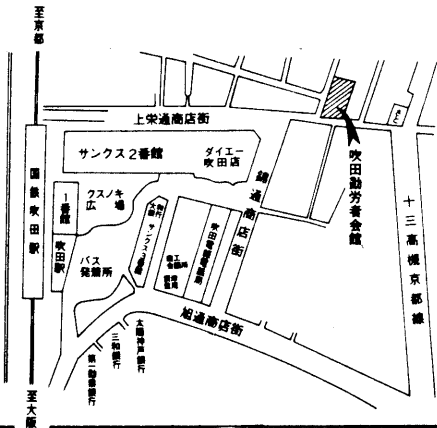
片木 健一 氏 (京都南病院医師)

十月二十二日午後六時三〇分

働くものの生命を守る地域ぐるみの闘いへ

森村 敏 孚 氏

(国労新幹線保線所分会)



健診はより

健診—環境改善—治療で職業病撲滅へ

全港灣米穀運送分会の取り組み

「腰が痛い」という症状は多くの人が訴える症状ですが、米穀運送の場合にはちょっとした腰痛ではなく一九七一年に自主健診をした時には六六名中、実に九七％の人に極めて強い頑固な腰痛症が認められました。これは米穀運送のように、一日中六〇Kg、三〇Kgのような米袋をかつき上げたり、おろしたりの仕事は、腰には想像以上の極めて大きな負担がかかるためです。例えば、人間の体の構造上、一〇〇Kgの荷物を持ち上げた時には、腰には七四〇Kgもの力が加わるようになってくるのです。

このように腰痛が多発する原因は根本的には米運での作業が肩に六〇Kgもの米袋をかきつぐ作業であることにより、しかし更に詳細に作

業内容を検討すれば、様々な作業上の問題があります。例えば、パレットからトラックの上に米をはい付けする際の、腰をねじる作業の時や、米屋さんの前にトラックが横づけで、きずに遠くから運び込まねばならぬ時や、交通の邪魔になると後からせきたてられて無理をしかつぐ時や、米屋の店舗、倉庫の中で一〇段にも二〇段にも積み上げなければならぬ時に、とりわけ腰痛が起こりやすいのです。

米運の労働者は、腰痛をはじめ全身におよぶ米穀運送による影響を「米運病」と名付け、その撲滅のため全港灣労組に結集し闘いつづけてきました。その結果、運動器疾患は表のように着実にへってきました。こ

れは、健康診断をそれだけで終わらせるのではなく、健診—予防・職場環境改善—治療—リハビリ就労をうまく結合させていったからにほかなりません。

米運分会では今後の課題として、成人病撲滅に向けた闘いを重視しつつあります。暑い中での重筋労働は多量の飲食物の補給を必要とし、その反動の食欲不振、体力減退、栄養のバランスのくずれなどは内臓疾患、循環器疾患—成人病といわれるものを呼びおこします。

今後二—三年かけてでも徹底的な調査活動により、より健康で働きやすい職場に、孫の代まで働ける職場にするために頑張っています。

年度別有症状者(%)

年度別	55	57	58	59	60
頭肩腕の障害	71.7	61.2	64.4	49.0	32.8
腰の障害	79.2	70.8	61.2	43.6	38.7
下肢の障害	14.5	18.5	14.7	5.6	5.8

いよいよ医療編の開始

労災職業病闘争講座

●開講時間 午後6時～8時

●開講場所 大阪労働金庫本店会議室

(森ノ宮駅(国鉄、地下鉄)下車・市立労働会館南側)

■後期〈医療編〉期間9月25日～10月30日(毎週水曜日)

9月25日	腰痛症	新井孝和(京大阪大労職研医師)
10月2日	脳卒中・心臓病	足達七郎()
10月9日	頸肩腕障害	松浦良和(松浦診療所々長)
10月16日	じん肺・中毒症	大成功一(京大阪大労職研医師)
10月23日	労働と精神神経障害	川合 仁(京大精神科医師)(予定)
10月30日	修了式 記念講演	

夏期カンパへの御協力
 ありがとうございます

皆様におかれましては諸取り組みにてお忙しいことと存じます。また、当安全センターに対する日頃からの御指導、御鞭撻に対し心から御礼申し上げます。

さて、七月初旬より皆様にお願ひしてまいりました八五年度夏期一時金カンパもどうか目標に達することができ、九月二〇日現在で二、一〇〇、四六四円になりました。遅きに失する感がありますが、皆様方の多くの御厚意に対し厚く御礼申し上げます。

現在、労基法、労災法改悪をはじめとする政府・資本による労働者への攻撃はさまざまのものがあつり、このよ
 うな情勢の中で、われわれ安全センターの役割、すなわち労働者の生命と健康を守る闘いの重要性は、ますます増しつつかつあると確信しております。今後もより多くの諸
 労組、諸団体との連帯をはかり運動の発展をめざしていき
 きたいと思ひます。

皆様からの御厚意を無為にすることなく、更なる安全センター運動の発展の糧とするべく精神、努力してまい
 る所存であります。

最後、重ねて御礼申し上げます。

八月の新聞記事から

八・七

国鉄筑肥線で、大型トレーラーが立ち往生していたところへ、満員の通勤電車が衝突。一両目が脱線大破、トレーラーも大破。七人が重傷、百十五人が軽傷。(福岡)

八・八

滋賀県警の山本前本部長が、離任の日、官舎で焼身自殺。在職中の「グリコ・森永事件」の責任をとったのでは、との見方も。

八・九

競馬場で馬券の払いもどし業務をしていた従業員が、紙幣の勘定でけんしょう炎になったとして、開催側を訴えていた裁判で、神戸地裁は「競馬組合は適切な見解を述べた。業務を怠った」との判決を下し、訴えを認めず。

八・一〇

業務上労災認定を受けているケイ肩腕障害による休業期間中の補償を正當に支払わなかったと、従業員がネッスル会社に差額分の請求を求めていた訴訟で、神戸地裁は訴えを認め、支払いを命じた。

日本原電東海発電所で、熱交換器安全弁が作動、約十二分間、放射能炭酸ガス数トンが、大気中に流出。(茨城・東海村)

八・一二

五百二十四人をのせた日航ジャンボ機が、群馬県の山中に墜落。生存者四名という史上最大の事故になった。

海岸のガケが崩れ、約三〇メートル下の砂浜の家族ら直撃、四人が重軽傷(千葉)

昨年インドで重大事故をおこしたユニオンカ漏れ事故が発生。百人以上が中毒に。

八・一六

水俣病第二次民事訴訟で、福岡高裁は一審判決支持、行政の認定基準は厳格すぎると批判した上で、チツソに三千二百四十万円を支払うを命じた。

八・二二

大阪府道が直径約一メートル、深さ約八〇センチにわたって突然陥没、通りかかったトラックがはまりこむ(豊中)

八・二六

大阪大学工学部内の改装工事現場で、取り壊し中のコンクリートブロック壁が倒壊。作業員一人が下敷きになって死亡(吹田)

八・二九

アメリカで、ウラン運搬トラックと列車が衝突。ドラム缶十二本の放射性粉末がハイウエー上に散乱、四〇人が被ばく

昭和50年10月29日

第1種郵便物認可

「関西労災職業病」

9月号(通巻第136号) 昭和60年9月10日発行

(毎月一回10日発行)

機関誌定期購読の申し込みについて

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。近隣地区及びまとめて取扱っていただけたときは直接手渡しで定価にてお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送配布となっております。この場合の送料込みの料金は左記の表の通りです。尚、5部以上の場合は送料は当センター負担にてお送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金(この場合は住所・氏名・金員のうちわけを明示して下さい)いずれでも結構です。

● 料金表

部数	料金(年額)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円

部数	料金(月額)
5部	500円
6部	600円

●以上1部増えるごと100円増

- 郵便振替 大阪6-315742
- 大阪労金口座 梅田支店 95721

(但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必、要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。)

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127

大阪市北区天満橋3-5-28